

令和7年度 北千葉広域水道企業団

障害のある方を対象とした会計年度任用職員募集案内【一般事務補助】

北千葉広域水道企業団では、会計年度任用職員として企業団で勤務していただける方を募集しています。

会計年度任用職員は、有期雇用の地方公務員です。（地方公務員法第22条の2第1項に規定する一般職の非常勤職員）

1 募集内容等

募集職種	勤務場所	業務内容	募集人数
一般事務 補助	松戸庁舎 (松戸市七 右衛門新田 540-5)	正規職員が行う業務の補助 ・出納事務（出納書類の審査・整理、データ入力等） ・契約事務（契約書類の作成、台帳入力等） ・その他（庁舎点検、会議運営等）	1名

2 応募資格

(1) 次に掲げる手帳等のうち、いずれかの交付を受けている方

※下記の手帳等は応募時及び面接日当日において有効であることが必要です。

- ・身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害については、指定医によるものに限る。）
- ・都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
- ・精神障害者保健福祉手帳

(2) 一般的なPC操作（Word、Excel等）が可能なこと

(3) 雇用期間中継続して勤務することができること

(4) 次のいずれにも該当しないこと

地方公務員法第16条に定める欠格事項に該当する方

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 受験にあたって配慮を必要とされる場合は、必ず申込時に電話等にて総務部総務調整室へ連絡してください。

3 勤務形態等

勤務形態	勤務時間	休憩時間	任期
週4日	8:30～17:15 うち休憩時間60分	正午から午後1時 まで(60分)	令和7年6月1日～ 令和8年3月31日

(注) 1 原則として時間外勤務はありません。

2 最長3年まで公募によらない再度の任用をすることがあります。

4 応募方法

次の書類を受付期間中に簡易書留で郵送してください。

- ・会計年度任用職員申込書
- ・エントリーシート
- ・障害者手帳等の写し(「2 応募資格(1)」に記載の手帳等)

※簡易書留以外での事故については一切責任を負いません。

※申込書は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

5 受付期間

令和7年4月7日(月)から令和7年4月11日(金)まで(11日の消印有効)

6 報酬等

月額 158,544円 (令和7年4月1日現在)

この他、企業団の規定により通勤手当に相当する報酬、勤務実績に応じて6月・12月に期末・勤勉手当等が支給されます。

なお、報酬は、給与改定や最低賃金の改定等により変更される場合があります。

また、給与支給日は、月末締めで翌月21日に支給します。

7 服务等

(1) 勤務時間

勤務時間については、「3 勤務形態等」欄に記載の時間となります。

(2) 週休日

土・日曜日のほか、月曜日から金曜日のうち1日を週休日(勤務時間を割り振らない日)とします。

(3) 休日

土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

(4) 休暇等

年次有給休暇、特別休暇(忌引等) ※企業団の規定により付与されます。

(5) 社会保険等

共済組合(短期給付、福祉事業)・厚生年金保険・雇用保険

(6) 条件付採用期間

原則 1 か月間

(採用後 1 か月間で勤務日数が 15 日間に満たない場合は、その日数が 15 日に達するまで)

(7) 服務規律

地方公務員法の適用を受け、信用失墜行為の禁止、守秘義務等の服務規律が適用されます。

8 選考方法

(1) 第一次試験（書類選考）

提出書類（会計年度任用職員申込書及びエントリーシート）により、上記 1 に示す業務内容にもとづいて選考を行います。

選考結果については、令和 7 年 5 月上旬までに可否にかかわらず応募者全員に連絡します。

(2) 第二次試験（面接）

第一次試験合格者を対象に面接を行います。

実施日時等の詳細については、別途通知します。

選考結果については、令和 7 年 5 月下旬までに可否にかかわらず第二次試験受験者全員に連絡します。

※面接には就労支援機関等の職員の同席が可能です（事前に連絡してください）。

9 障害者用設備等の状況

エレベーター	玄関スロープ	廊下手すり	多機能トイレ	点字ブロック	休憩場所
○	○	× ※階段部分には設置有	× ※車イスで利用可能なトイレ有	×	○ ※共用スペース

※通勤方法については、公共交通機関の他、自動車の利用も可能（職員用駐車場有）です。

10 問い合わせ・申込書送付先

〒271-0041

松戸市七右衛門新田540-5

北千葉広域水道企業団 総務部 総務調整室 総務調整班

TEL 047-345-3211

（土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）